

ごみ処理広域化施設の建設事務経過

令和5年4月迄

| | |
|----------|---|
| 平成9年1月 | ○環境省がごみ処理広域化に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを公表する。 |
| 平成10年3月 | ○鳥取県が県内を東、中、西部の3ブロックとする広域化処理体系として「鳥取県ごみ処理広域化計画」を策定する。 |
| 平成10年11月 | ○鳥取県東部旧15市町村長を委員とする「鳥取県東部ごみ処理広域化推進協議会」を設置する。 |
| 平成13年3月 | ○「鳥取県東部ごみ処理広域化実施計画」を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・広域化施設は、第1工場(130 t/日)、第2工場(240 t/日)の2施設を設置すること。 ・候補地選定の基本方針は、運搬効率や環境負荷の分散化などの観点から、概ね千代川を境とする東西エリアに分散配置し、第1工場は東エリア、第2工場は西エリアに配置すること。 |
| 平成13年8月 | ○鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）によるごみ処理施設建設の共同処理事務を開始する。 |
| 平成13年9月 | ○第1工場候補地として（旧郡家町）山上地内を選定する。 |
| 平成13年12月 | ○山上地内の地元同意を得ることが困難であるとして、交渉を断念する。 |
| 平成14年9月 | ○（旧郡家町）通り谷地内を候補地として郡家部落役員会に要請する。 |
| 平成15年1月 | ○通り谷地内の候補地の地元同意を得ることが困難であるとして、交渉を断念する。 |
| 平成16年3月 | ○（旧郡家町）西御門地内を候補地として、西御門部落役員会に要請する。 |
| 平成16年4月 | ○西御門部落へ、ごみ処理広域化施設整備に係る説明を行う。 ○西御門部落の先進施設の視察を行う。 |
| 平成16年5月 | ○可燃物処理施設整備検討委員会発足。 |
| 平成16年6月 | ○西御門部落臨時総会において、施設建設の可否を事前に調査する地質調査の実施について承諾を得る。 |
| 平成16年8月 | ○地質調査を開始する。（11月末まで） |
| 平成16年12月 | ○西御門部落役員会に地質調査結果を報告する。 |
| 平成17年3月 | ○西御門部落へ、正式に西御門地内を候補地とした環境影響評価（事前調査）の実施を要請する。 |

| | |
|---------------------|--|
| 平成 17 年 4 月 | ○西御門部落において環境学習会を開催する。 |
| 平成 17 年 7 月 | ○西御門部落臨時総会で事前調査の実施の承諾を得る。 (ただし、周辺関係集落の承諾が条件) |
| 平成 17 年 8 月 | ○八頭町(旧船岡町)上野部落でごみ処理広域化施設に係る説明会を開催する。 ○八頭町(旧船岡町)上野上部落でごみ処理広域化施設に係る説明会を開催する。 |
| 平成 17 年 9 月 | ○市谷部落でごみ処理広域化施設に係る説明会を開催する。 |
| 平成 17 年 11 月 | ○上野、上野上部落の先進施設の視察を行う。 |
| 平成 17 年 12 月 | ○市谷部落の先進施設の視察を行う。 |
| 平成 18 年 1 月 | ○上野部落・上野上部落総会で事前調査の実施の承諾を得る。 (ただし、周辺関係集落の承諾が条件) |
| 平成 18 年 2 月 | ○市谷部落において環境学習会を開催する。 ○本組合が設置している「可燃物処理施設整備検討委員会」よりごみ処理広域化施設の整備方針に係る第 1 次報告を受ける。 ・広域化施設は、1 施設とし、施設規模は、概ね 360 t / 日とすることが適当である。 |
| 平成 18 年 4 月 | ○鳥取市報 4 月号に「処理施設の必要性」を掲載。 ○西御門部落臨時総会において、第 1 次報告について説明を行い、報告書に沿った方針が決定される見込みとの報告を行う。 併せて、360 t / 日規模の施設建設を打診した。 西御門からは白紙撤回との回答があり、交渉を断念した。 ○本組合正副管理者会議において、ごみ処理広域化施設の整備方針等を決定する。 ・広域化施設は、1 施設とし、施設規模は、概ね 360 t / 日とする。 ・鳥取市河原町国英地区の工業団地予定地周辺を事前調査の候補地とする。 ・クリーンセンターやずの操業期限についても協定書を厳守することを確認した。 ○国英地区部落長会に本組合管理者並びに副管理者 4 名が出席し、国英地区の工業団地予定地隣接地を 360 t / 日規模の可燃物処理施設の建設候補地とした環境影響評価（事前調査）の実施を要請する。 |
| 平成 18 年 8 月 | ○八頭環境施設組合は、国英地区の山手、上山手、三谷の各部落にクリーンセンターやずの操業停止日を守ることについての説明会を開催する。 |
| 平成 18 年 10 月 | ○国英地区の徳吉、山手、上山手、加賀瀬、郷原、今在家の各部落長へ、ごみ処理広域化施設及び地域振興計画に係る説明会の開催を要請する。 |
| 平成 18 年 11 月 | ○国英地区部落長会議で、ごみ処理広域化施設及び地域振興計画について、各集落への説明会の開催を要請する。 |
| 平成 19 年 3 月 | ○河原町総合支所に国英地区地域振興推進本部河原事務所を設置する。 |
| 平成 19 年 3 月 ～8 月 | ○国英地区の 8 集落より反対署名簿、1 集落より反対上申書が提出される。 |

| | |
|---------------------|---|
| 平成 19 年 4 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 1 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 5 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 2 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 6 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 3 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 7 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 4 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 8 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 5 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 9 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 6 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 10 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 7 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 11 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 8 発行 (1 日) |
| 平成 19 年 12 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 9 発行 (1 日) ○国英地区の山手、上山手、三谷、今在家の各集落において、ごみ処理広域化施設及び地域振興計画の説明会を開催する。 |
| 平成 20 年 1 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 10 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 2 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 11 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 3 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 12 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 4 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 13 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 5 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 14 発行 (1 日) ○国英地区公民館において、各部落長に候補地選定に至った経過を再度説明し、各集落での説明会の開催を要請する。 |
| 平成 20 年 6 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 15 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 6 月 ～7 月 | ○国英地区の各集落で説明会及び意見交換会を開催する。(9 集落) |

| | |
|--------------|---|
| 平成 20 年 7 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 16 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 8 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 17 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 9 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 18 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 10 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 19 発行 (1 日) |
| 平成 20 年 11 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 20 発行 (1 日) ○国英地区の部落長に、各集落の説明会の概要を説明。併せて先進地視察を要請する。 |
| 平成 20 年 12 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 21 発行 (1 日) ○地元住民希望者先進地視察 (3 日・10 日、場所：京都市北部クリーンセンター及び関連施設、参加者：38 名) |
| 平成 21 年 1 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 22 発行 (1 日) |
| 平成 21 年 2 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 23 発行 (1 日) |
| 平成 21 年 3 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 24 発行 (1 日) ○地権者集落住民希望者先進地視察 (22 日、場所：京都市北部クリーンセンター及び関連施設、参加者：17 名) |
| 平成 21 年 4 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 25 発行 (1 日) ○八頭環境施設組合は、国英地区の部落長に、クリーンセンターやずの操業停止に伴うごみの受け入れ先及びその方法について説明。併せて、本組合が施設建設予定位置を説明する。 |
| 平成 21 年 5 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 26 発行 (1 日) |
| 平成 21 年 6 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 27 発行 (1 日) |
| 平成 21 年 7 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 28 発行 (1 日) ○地権者集落に、環境影響評価の現地調査実施等について要請する。 ○地権者集落以外の国英地区の集落に、環境影響評価の現地調査実施等について要請する。 |
| 平成 21 年 8 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 29 発行 (5 日) ○環境影響評価方法書を鳥取県及び鳥取市に提出する。(17 日) ○東部広域臨時議会において、環境影響評価を行うための環境現況調査業務等の補正予算を議決する。 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 21 年 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取市報 1 月号に「環境影響評価方法書の縦覧」を掲載。 ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 30 発行 (1 日) ○環境影響評価方法書の縦覧 (9 月 1 日から同月 30 日まで) ○平成 21 年度第 1 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(25 日) |
| 平成 21 年 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 31 発行 (1 日) ○鳥取県知事及び鳥取市長に対し、環境影響評価方法書に関する住民意見概要書を送付する。(20 日) |
| 平成 21 年 11 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 32 発行 (20 日) ○平成 21 年度第 2 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(26 日) |
| 平成 21 年 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地権者集落 (3 集落) で環境影響評価に係る現況調査等の説明会を開催する。 |
| 平成 22 年 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 33 発行 (1 日) ○平成 21 年度第 3 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(7 日) ○環境影響評価方法書に対する鳥取県知事意見書が提出される。(21 日) |
| 平成 22 年 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 34 発行 (1 日) ○環境影響評価の入札を公告する。(12 日) ○地元住民で構成する「国英地区ごみ焼却場建設反対協議会」が設立される。(14 日) |
| 平成 22 年 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価の入札を実施する。(24 日)。 |
| 平成 22 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地元住民で構成する「国英の未来を考える会」が設立される。(25 日) |
| 平成 22 年 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 35 発行 (1 日) ○地権者集落及び調査地点のある集落に対し、環境影響評価の現況調査に係る説明会を開催する。(3 集落説明会開催、2 集落部落長対応) ○国英の未来を考える会が環境講演会を開催する。 (15 日、講師：鳥取環境大学田中勝教授) ○鳥取市から可燃物処理施設整備事業に対する鳥取市河原地域審議会の答申書 (写) が送付される。(19 日) ○国英地区ごみ焼却場建設反対協議会が反対署名簿を提出する。(20 日) ○東部広域臨時議会において、「可燃物処理施設建設に関する決議」が議決される。(31 日) |
| 平成 22 年 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価の現況調査を開始する。(1 日より通年気象調査) ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 36 発行 (3 日) ○各市町議会において、「可燃物処理施設建設に関する決議」が議決される。 (鳥取市：23 日、岩美町：16 日、若桜町：18 日、智頭町：18 日、八頭町：22 日) |
| 平成 22 年 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 37 発行 (1 日) ○国英の未来を考える会が主催し、可燃物処理施設見学会が開催される。 (19 日、場所：京都市北部クリーンセンター及び関連施設、参加者：66 名) |

| | |
|--------------|--|
| 平成 22 年 8 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 38 発行 (1 日) |
| 平成 22 年 9 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 39 発行 (15 日) |
| 平成 22 年 10 月 | ○とりぎん文化会館で、環境講演会『これからのごみ処理を考える～低炭素社会の実現に向けて～』を開催する。(23 日：参加者 147 人) ○地権者集落の部落長等の会議に本組合管理者並びに副管理者 4 名が出席し、環境影響評価の現況調査 (夏季) 結果を報告する。併せて可燃物処理施設整備計画等を協議する。(23 日) |
| 平成 22 年 11 月 | ○地権者集落及び調査地点のある集落で、環境影響評価の現況調査 (夏季調査結果) に係る説明会を開催する。(5 集落説明会開催) |
| 平成 23 年 1 月 | ○鳥取市報 1 月号に「これからのごみ処理についての講演会」の紹介を掲載。 ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 40 発行 (1 日) |
| 平成 23 年 2 月 | ○徳吉集落で可燃物処理施設に関する説明会を開催する。(27 日) |
| 平成 23 年 3 月 | ○本組合が設置している「可燃物処理施設整備検討委員会」からごみ処理広域化施設の整備方針に係る第 2 次報告を受け、330 t / 日としていた新施設の処理能力を 270 t / 日に変更した。 |
| 平成 23 年 4 月 | ○地権者集落等で、環境影響評価の中間報告 (夏・秋・冬調査分)、施設規模の変更等について説明会を開催する。(6 集落説明会開催) |
| 平成 23 年 5 月 | ○河原町部落長会で、整備計画概要について説明する。(12 日) ○河原地域審議会で、整備計画概要について説明する。(25 日) |
| 平成 23 年 6 月 | ○河原町河原地域座談会 (13 日)、西郷地域座談会 (17 日) で整備計画概要について説明する。 |
| 平成 23 年 9 月 | ○地権者集落の部落長等の会議を開催し、本組合管理者並びに副管理者 4 名が出席して、施設建設の同意について要請する。(10 日) ○環境影響評価に係る現況調査が終了する。 |
| 平成 23 年 10 月 | ○地権者集落 (3 集落) に出向き、施設建設の同意について要請する。 ○地権者集落の内 1 集落が、鳥取地方裁判所にゴミ焼却施設建設差止請求の訴状を提出する。(19 日) |
| 平成 23 年 11 月 | ○鳥取地方裁判所からゴミ焼却施設建設差止請求の訴状が送達される。(2 日) ○地権者集落の部落長等で構成する「ゴミ焼却施設建設問題を検討する会」が設立される。(15 日) |
| 平成 23 年 12 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 1 回口頭弁論が開催される。(16 日) |

| | |
|--------------|---|
| 平成 24 年 2 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 2 回口頭弁論が開催される。(10 日) |
| 平成 24 年 3 月 | ○環境影響評価準備書を鳥取県及び鳥取市に提出する。(30 日) |
| 平成 24 年 4 月 | ○鳥取市報 4 月号に「環境影響評価準備書縦覧及び説明会の開催」を掲載。 ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 41 発行 (1 日) ○環境影響評価準備書の縦覧(4 月 13 日から 5 月 14 日まで) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 3 回口頭弁論が開催される。(13 日) ○鳥取市河原町中央公民館で環境影響評価準備書説明会を開催する。(21 日) ○地権者集落住民希望者先進地視察 (27 日、場所：大阪市環境局東淀工場、参加者：33 名) |
| 平成 24 年 5 月 | ○平成 24 年度第 1 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(18 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 4 回口頭弁論が開催される。(18 日) ○河原地域審議会で、環境影響評価準備書の概要について説明する。(24 日) |
| 平成 24 年 7 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 5 回口頭弁論が開催される。(13 日) |
| 平成 24 年 8 月 | ○鳥取県知事及び鳥取市長に対し、環境影響評価準備書に関する住民意見概要書を送付する。(1 日) ○地権者集落で、環境影響評価準備書の意見書等概要及び都市計画等について説明会を開催する。(鳥取市主催：4 集落説明会開催、1 集落資料全戸配布) ○平成 24 年度第 2 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(12 日) ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 42 発行 (24 日) ○地権者集落から建設に同意する旨の文書が提出される。(上山手部落) (27 日) ○河原地域審議会で、環境影響評価準備書の住民意見書等について説明する。(28 日) |
| 平成 24 年 9 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 6 回口頭弁論が開催される。(14 日) ○平成 24 年度第 3 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(3 日) |
| 平成 24 年 10 月 | ○平成 24 年度第 4 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(17 日) ○環境影響評価準備書に対する鳥取県知事意見書が提出される。(31 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 7 回口頭弁論が開催される。(14 日) |
| 平成 24 年 11 月 | ○鳥取市と鳥取市神谷清掃工場運営協議会は、神谷清掃工場 (270 t / 日) の稼働停止期限を平成 29 年 3 月 31 日までとすることについて、同意し、覚書を締結する。(26 日) |
| 平成 24 年 12 月 | ○地権者集落の部落長会を開催し、今後の現況調査について説明する。(26 日) |
| 平成 25 年 1 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 8 回口頭弁論が開催される。(11 日) ○環境影響評価書を鳥取県及び鳥取市に提出する。(21 日) |
| 平成 25 年 2 月 | ○平成 24 年度第 5 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(1 日) |

| | |
|--------------|--|
| 平成 25 年 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 24 年度第 6 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(11 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 9 回口頭弁論が開催される。(15 日) ○環境影響評価書に対する鳥取県知事意見書が提出される。(21 日) ○第 1 回可燃物処理施設整備検討委員会が開催される。(23 日) |
| 平成 25 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地権者集落で、環境影響評価書等について説明会を開催する。(4 集落説明会開催、1 集落区長説明) (11 日～30 日) ○補正後の環境影響評価書を鳥取県及び鳥取市に提出する。(19 日) ○第 2 回可燃物処理施設整備検討委員会が開催される。(23 日) ○第 7 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(24 日) |
| 平成 25 年 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地権者集落の部落長会を開催し、今後の説明会の開催方法等について説明する。(11 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 10 回口頭弁論が開催される。(15 日) ○補正後の環境影響評価書に対する鳥取県知事意見書が提出される。(17 日) ○河原地域審議会で、可燃物処理施設整備業務の進捗状況について説明する。(21 日) ○第 3 回可燃物処理施設整備検討委員会が開催される。(30 日) |
| 平成 25 年 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地権者集落で、環境影響評価書等について説明会を開催する。(4 集落説明会開催、1 集落区長説明) (20 日～26 日) |
| 平成 25 年 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○第 4 回可燃物処理施設整備検討委員会が開催される。(4 日) ○地権者集落の部落長協議を開催し、今後の計画等について説明する。(7 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 11 回口頭弁論が開催される。(10 日) ○地権者集落の部落長協議を開催し、今後の計画等について説明する。(19 日) ○地権者集落で、施設整備検討委員会検討状況等について説明会を開催する。(1 集落開催) (21 日) ○河原地域審議会で、可燃物処理施設整備事業の状況について説明する。(25 日) |
| 平成 25 年 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 43 発行 (1 日) ○第 5 回可燃物処理施設整備検討委員会が開催される。(9 日) ○地権者集落で、施設整備検討委員会検討状況等について説明会を開催する。(4 集落開催) (5 日～19 日) ○地権者集落の部落長協議を開催し、今後の計画等について説明する。(16 日) ○可燃物処理施設整備検討委員会から管理者に第 3 次報告書が提出される。(28 日) ○可燃物処理施設整備検討委員会第 3 次報告書のパブリックコメントを実施する。(30 日～9 月 18 日) ○環境影響評価書 (再補正評価書) を鳥取県及び鳥取市に提出する。(30 日) |
| 平成 25 年 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度第 2 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(9 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 12 回口頭弁論が開催される。(18 日) ○環境影響評価書 (再補正評価書) に対する鳥取県知事意見書が提出される。(30 日) |
| 平成 25 年 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○地権者集落で、今後の計画等について説明会を開催する。(1 集落開催) (20 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 13 回口頭弁論が開催される。(23 日) ○環境影響評価書 (再々補正評価書) を鳥取県及び鳥取市に提出する。(30 日) ○可燃物処理施設整備検討委員会第 3 次報告書パブコメ意見関連をホームページで公開する。(30 日) |

| | |
|--------------|--|
| 平成 25 年 11 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度第 3 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(6 日) ○地権者集落で、今後の計画等について説明会を開催する。(1 集落開催)(13 日) ○環境影響評価に対して、環境影響評価条例第 24 条 2 項に基づく通知が鳥取県知事より提出される。(29 日) |
| 平成 25 年 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○河原地域審議会で、「新可燃物処理施設整備計画(案)」の概要について説明する。(5 日) ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 44 発行(10 日) ○環境影響評価書の縦覧開始(平成 25 年 12 月 13 日～平成 26 年 1 月 14 日まで) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 14 回口頭弁論が開催される。(25 日) ○地権者集落 5 集落による「新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会」が立ち上げられる。(26 日) ○「新可燃物処理施設整備計画」を策定する。(27 日) |
| 平成 26 年 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 45 発行(10 日) ○環境影響評価の「対象事業変更届」等を鳥取県に提出する。(29 日) |
| 平成 26 年 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度第 4 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(5 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 15 回口頭弁論が開催される。(26 日) ○河原町部落長会で「新可燃物処理施設整備計画」の概要説明(27 日) |
| 平成 26 年 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取市報 3 月号に「新可燃物処理施設整備計画」の概要を掲載。 ○広報いわみ 3 月号に「新しい可燃物処理施設の整備について」を掲載。 ○広報わかさ 3 月号に「新しい可燃物処理施設の整備について」を掲載。 ○新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会に本組合管理者である鳥取市長が出席する。(14 日) ○平成 19 年 8 月に提出された反対署名簿が取下げられる。(三谷部落)(24 日) ○地権者集落から建設に同意する旨の文書が提出される。(徳吉、加賀瀬、山手、今在家部落)(27 日) ○自治連合会正副委員長会で「新可燃物処理施設整備計画」の概要説明(27 日) ○環境影響評価の「対象事業変更届」等追加修正版を鳥取県に提出する。(31 日) |
| 平成 26 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報ちづ 4 月号に「可燃物処理施設の整備」を掲載。 ○鳥取市において新可燃物処理施設の都市計画決定が告示される。(4 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 16 回口頭弁論が開催される。(9 日) ○自治連合会、地区会会長会において「新可燃物処理施設整備計画」の概要説明をする。(15 日) ○新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会に本組合管理者である鳥取市長が出席する。(17 日) |
| 平成 26 年 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 17 回口頭弁論が開催される。(27 日) |
| 平成 26 年 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 46 発行(1 日) |
| 平成 26 年 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会に本組合管理者である鳥取市長と、副管理者である 4 町長(岩美町、智頭町、若桜町、八頭町)が出席する。(24 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る 18 回口頭弁論(証人尋問)が開催される。(30 日) |
| 平成 26 年 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 47 発行(1 日) |
| 平成 26 年 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る「和解協議」が開催されたが、原告側と本組合の主張が折り合わず、和解は打ち切りとなる。(17 日) |

| | |
|--------------|--|
| 平成 26 年 11 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求に係る第 19 回口頭弁論が開催される。(26 日) |
| 平成 27 年 1 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 48 発行 (10 日) |
| 平成 27 年 3 月 | ○ゴミ焼却施設建設差止請求において、鳥取地方裁判所より「原告の請求を棄却する」旨の判決が言い渡される。(25 日) |
| 平成 27 年 5 月 | ○広島高等裁判所松江支部よりゴミ焼却施設建設差止請求控訴事件に係る控訴状が送付される。(14 日)(原告の控訴日：平成 27 年 4 月 3 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(釜口部落)(27 日) |
| 平成 27 年 6 月 | ○平成 27 年度第 1 回可燃物処理施設整備検討委員会を開催する。(3 日) ○先進地(京都市北部クリーンセンター)視察を実施する。(釜口部落)(15 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(高津原部落)(20 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(福和田部落)(27 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(片山部落)(29 日) |
| 平成 27 年 7 月 | ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(三谷部落)(6 日) ○平成 27 年度第 2 回可燃物処理施設整備検討委員会を開催する。(8 日) ○先進地(京都市北部クリーンセンター)視察を実施する。(高津原部落)(13 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求控訴事件に係る第 1 回口頭弁論が開催される。(22 日) ○先進地(京都市北部クリーンセンター)視察を実施する。(福和田部落)(24 日) |
| 平成 27 年 8 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol. 49 発行 (1 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(釜口部落)(10 日) ○平成 27 年度第 3 回可燃物処理施設整備検討委員会を開催する。(12 日) ○地域振興会議(南ブロック：河原町、用瀬町、佐治町)で新可燃物処理施設整備事業に関する説明をする。(18 日) |
| 平成 27 年 9 月 | ○平成 19 年 3 月に提出された反対署名簿が取下げられる。(釜口部落)(8 日) ○平成 27 年度第 4 回可燃物処理施設整備検討委員会を開催する。(16 日) ○可燃物処理施設整備検討委員会から管理者に第 4 次報告書が提出される。(29 日) |
| 平成 27 年 10 月 | ○平成 27 年度第 2 回正副管理者会議において、第 4 次報告書について協議した結果、その内容が了承され、新可燃物処理施設の処理方式が決定する。(1 日) ・処理方式：ストーカ方式 ・焼却残渣：全量埋立 ○新可燃物処理施設建設に同意する旨の文書が提出される。(片山部落)(6 日) ○先進地(吹田市資源循環エネルギーセンター)視察を実施する。(三谷部落)(6 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(福和田部落)(8 日) ○平成 19 年 3 月に提出された反対署名簿が取下げられる。(高津原部落)(17 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する国英地区部落長説明会を開催する。(18 日) ○ゴミ焼却施設建設差止請求控訴事件において、広島高等裁判所松江支部より「本件控訴を棄却する」旨の判決が言い渡される。(21 日) ○先進地(国崎クリーンセンター)視察を実施する。(福和田部落)(29 日) |
| 平成 27 年 11 月 | ○平成 19 年 3 月に提出された反対署名簿が取下げられる。(福和田部落)(8 日) |

| | |
|--------------|---|
| 平成 27 年 12 月 | ○平成 27 年度第 1 回鳥取県環境影響評価審査会が開催される。(9 日) |
| 平成 28 年 1 月 | ○国英地区地域振興推進本部だより Vol.51 発行 (10 日) ○新可燃物処理施設整備事業に関する説明会を開催する。(郷原部落) (23 日) ○先進地(京都市北部クリーンセンター)視察を実施する。(郷原部落) (27 日) |
| 平成 28 年 2 月 | ○新可燃物処理施設建設に同意する旨の文書が提出され、平成 19 年 3 月に提出された反対署名簿が取下げられる。(郷原部落) (6 日) |
| 平成 28 年 5 月 | ○埋蔵文化財調査の本調査が開始される。(上旬) ○国英地区可燃物処理施設検討対策協議会設立総会が開催され、国英地区可燃物処理施設検討対策協議会が設立される。(26 日) |
| 平成 28 年 6 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.1 発行。(10 日) |
| 平成 28 年 8 月 | ○可燃物処理施設整備事業に伴う基本協定を締結する。(本組合・鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町、国英地区全 14 集落) (1 日) ○新可燃物処理施設建設だより No.2 発行。(10 日) ○先進地(京都市北部クリーンセンター)視察を実施する。(河原地域振興会議) (30 日) |
| 平成 28 年 11 月 | ○可燃物処理施設整備事業に伴う細目協定を締結する。(本組合、鳥取市・岩美町・智頭町、若桜町、八頭町、国英地区全 14 集落) (27 日) |
| 平成 28 年 12 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.3 発行。(10 日) |
| 平成 29 年 1 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.4 発行。(10 日) |
| 平成 29 年 5 月 | ○「可燃物処理施設整備事業に伴う放水路新設工事」を着工する。(上旬) ○新可燃物処理施設建設だより No.5 発行。(25 日) |
| 平成 29 年 7 月 | ○保安林の指定の解除予定が告示される。(21 日) ○「可燃物処理施設整備・運営事業」に係る事業概要説明書を公表する。(31 日) ○「可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事」に係る制限付き一般競争入札を公告する。(31 日) |
| 平成 29 年 8 月 | ○地域振興会議(南ブロック:河原町、用瀬町、佐治町)で新可燃物処理施設整備事業に関する説明をする。(23 日) ○昨今の大规模災害を踏まえた災害廃棄物量や処理対象ごみ量、計画ごみ質の最新実績を基に「新可燃物処理施設整備計画」を改訂する。(22 日) |
| 平成 29 年 9 月 | ○「可燃物処理施設整備・運営事業」に係る総合評価一般競争入札を公告する。(1 日) ○保安林の指定の解除が官報に掲載される。(28 日) ○環境影響評価の「事後調査計画書」を鳥取県に提出する。(29 日) |

| | |
|--------------|--|
| 平成 29 年 10 月 | <p>○「可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事」に係る制限付き一般競争入札の落札者が決定する。</p> <p>【落札者】大晃工業・プロテクト特定建設工事共同企業体（3日）</p> <p>○平成 29 年 10 月 10 日に仮契約を締結した「可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事」に係る議案が、鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会で可決され、本契約を締結する。（20日）</p> |
| 平成 29 年 11 月 | <p>○環境影響評価の「着工届」を鳥取県に提出する。（1日）</p> <p>○新可燃物処理施設建設だより No.6 発行。（10日）</p> |
| 平成 29 年 12 月 | <p>○「可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事」を着工する（4日）</p> |
| 平成 30 年 1 月 | <p>○新可燃物処理施設建設だより No.7 発行。（10日）</p> |
| 平成 30 年 5 月 | <p>○可燃物処理施設整備・運営事業者選定委員会より管理者に対して、総合評価一般競争入札に係る最優秀提案者についての審査結果が報告される。（2日）</p> <p>○正副管理者会議での協議により、「JFEエンジニアリング株式会社大阪支店」を可燃物処理施設整備・運営事業に係る落札者として決定する。（7日）</p> <p>○「JFEエンジニアリング株式会社大阪支店」と可燃物処理施設整備・運営事業に係る基本協定を締結する。（8日）</p> <p>○河原地域振興会議に出席し、可燃物処理施設整備事業の状況説明をする。（24日）</p> |
| 平成 30 年 6 月 | <p>○「JFEエンジニアリング株式会社大阪支店」と可燃物処理施設整備・運営事業に係る基本契約、運営管理業務委託の本契約並びに建設工事請負に係る仮契約を締結する。（19日）</p> |
| 平成 30 年 7 月 | <p>○平成 30 年 6 月 19 日に仮契約を締結した「可燃物処理施設整備・運営事業」に係る建設工事請負契約の議案が、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会で可決され、本契約を締結する。（9日）</p> <p>○新可燃物処理施設建設だより No.8 発行。（25日）</p> |
| 平成 30 年 8 月 | <p>○地域振興会議（南ブロック：河原町、用瀬町、佐治町）で新可燃物処理施設整備事業に関する説明をする。（22日）</p> |
| 平成 30 年 9 月 | <p>○鳥取市報 9 月号、広報いわみ 9 月号、広報わかさ 9 月号に「新しい可燃物処理施設の整備・運営について」の概要を掲載。</p> |
| 平成 30 年 11 月 | <p>○第 1 回鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業に係る環境影響評価検証委員会を開催する（14日）</p> |
| 平成 30 年 12 月 | <p>○第 2 回鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業に係る環境影響評価検証委員会を開催する（21日）</p> <p>○環境影響評価に係る再検証評価書の縦覧開始 （平成 30 年 12 月 28 日～平成 31 年 1 月 28 日）</p> |

| | |
|-------------|--|
| 平成 31 年 1 月 | ○国英地区可燃物処理施設検討対策協議会全体会で新可燃物処理施設に係る環境影響評価に関する説明をする。(22 日) |
| 平成 31 年 2 月 | ○環境影響評価書に係る再検証評価書を鳥取県に提出する。(1 日) ○平成 30 年度鳥取県環境影響評価審査会(第 3 回)が開催される。(13 日) ○新可燃物処理施設建設だより No.9 発行。(25 日) |
| 平成 31 年 3 月 | ○環境影響評価に係る再検証評価書において、内容について適正である旨が鳥取県知事から通知される。(12 日) ○岩美町議会が敷地造成工事現場を視察する。(20 日) ○環境影響評価書(平成31年3月改訂)を鳥取県、鳥取市、八頭町に提出する。(28日) ○環境影響評価「事後調査計画書(平成31年3月改訂)」を鳥取県に提出する。(28日) |
| 令和元年 8 月 | ○可燃物処理施設建設工事の施工者である JFE エンジニアリング(株)主催のもと安全祈願祭・起工式を執り行う。(2 日) ○可燃物処理施設建設工事を着工する。(19 日) ○地域振興会議(南ブロック:河原町、用瀬町、佐治町)で新可燃物処理施設整備事業に関する説明をする。(20 日) |
| 令和元年 9 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.10 発行。(23 日) |
| 令和元年 12 月 | ○「可燃物処理施設整備事業に伴う敷地造成工事」が完了する。(6 日) |
| 令和 2 年 1 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.11 発行。(25 日) |
| 令和 2 年 3 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.12 発行。(25 日) |
| 令和 2 年 5 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.13 発行。(25 日) |
| 令和 2 年 7 月 | ○新可燃物処理施設工事現場見学会を実施する。(18 日) ○新可燃物処理施設建設だより No.14 発行。(25 日) ○新可燃物処理施設の名称募集を実施する。(末日まで) |
| 令和 2 年 9 月 | ○新可燃物処理施設建設だより No.15 発行。(25 日) |
| 令和 2 年 10 月 | ○新可燃物処理施設の名称が「リンピアいなば」に決定する。(12 日) |

| | |
|---------|--|
| 令和2年11月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 16 発行。(25日) |
| 令和3年1月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 17 発行。(25日) |
| 令和3年4月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 18 発行。(23日) |
| 令和3年6月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 19 発行。(25日) |
| 令和3年8月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 20 発行。(25日) |
| 令和3年10月 | ○本組合正副管理者が可燃物処理施設「リンピアいなば」を視察する。(15日) ○新可燃物処理施設建設だより No. 21 発行。(25日) |
| 令和3年12月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 22 発行。(25日) |
| 令和4年2月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 23 発行。(25日) |
| 令和4年3月 | ○河原幼稚園園児による「ごみバケツ制作」を行う。(14日) ○「火入れ式」を挙げる。(18日) |
| 令和4年4月 | ○可燃物処理施設「リンピアいなば」で可燃ごみを全量受入し、試運転を開始する。(1日) ○新可燃物処理施設建設だより No. 24 発行。(25日) |
| 令和4年6月 | ○発電用ボイラに不具合が発生したため、委託業者・許可業者の可燃ごみの受入を神谷清掃工場に変更する。(6日) ○新可燃物処理施設建設だより No. 25 発行。(25日) ○可燃物処理施設「リンピアいなば」でのごみの受入を停止する。(30日) |
| 令和4年7月 | ○直接持込（一般持込）の可燃ごみの受入を神谷清掃工場に変更する（1日） |
| 令和4年10月 | ○可燃物処理施設建設工事受注者 JFE エンジニアリング（株）から「可燃物処理施設建設工事ボイラ水漏れに係る影響調査及び原因究明結果等について」が提出される。(7日) ○新可燃物処理施設建設だより No. 26 発行。(25日) |
| 令和4年12月 | ○新可燃物処理施設建設だより No. 27 発行。(25日) ○神谷清掃工場でのごみの受入を終了する。(31日) |

| | |
|--------|------------------------------------|
| 令和5年1月 | ○可燃物処理施設「リンピアいなば」でのごみの受入を再開する。(4日) |
| 令和5年3月 | ○リンピアいなば竣工式を執り行う。(28日) |
| 令和5年4月 | ○可燃物処理施設リンピアいなばの本稼働を開始する。(1日) |